五百五　一般社団法人全国農業会議所　東京都千代田区二番町九―八中央労働基準協会ビル　平成二十八年四月
五百六　一般社団法人神奈川県農業会議　神奈川県横浜市中区日本大通五番地二　平成二十八年四月
五百七　大潟あさひ土地改良区　新潟県上越市大潟区内雁子新田五百二十二番地一　平成二十八年四月
五百八　一般社団法人新潟県農業会議　新潟県新潟市中央区東中通一番町八十六番地　平成二十八年四月
五百九　一般社団法人富山県農業会議　富山県富山市舟橋北町四番十九号　平成二十八年四月
五百十　一般社団法人石川県農業会議　石川県金沢市古府一丁目二百十七番地　平成二十八年四月
五百十一　一般社団法人福井県農業会議　福井県福井市松本三丁目十六番十号　平成二十八年四月
五百十二　山梨県農業共済組合　山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号　平成二十八年四月
五百十三　南アルプス土地改良区　山梨県南アルプス市飯野二千八百十五番地五　平成二十八年四月
五百十四　一般社団法人山梨県農業会議　山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号　平成二十八年四月
五百十五　一般社団法人長野県農業会議　長野県長野市大字南長野字幅下六百九十二の二　平成二十八年四月
五百十六　一般社団法人岐阜県農業会議　岐阜県岐阜市薮田南五丁目十四番十二号　平成二十八年四月
五百十七　一般社団法人静岡県農業会議　静岡県静岡市葵区追手町九番十八号　平成二十八年四月
五百十八　一般社団法人愛知県農業会議　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目六番一号　平成二十八年四月
五百十九　一般社団法人三重県農業会議　三重県津市栄町一丁目八百九十一番地三重県合同ビル二階　平成二十八年四月
五百二十　一般社団法人滋賀県農業会議　滋賀県大津市松本一丁目二番二十号　平成二十八年四月
五百二十一　一般社団法人京都府農業会議　京都府京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町百四番地の二京都府庁西別館内　平成二十八年四月
五百二十二　一般社団法人大阪府農業会議　大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十三号　平成二十八年四月
五百二十三　一般社団法人兵庫県農業会議　兵庫県神戸市中央区下山手通四丁目十五番三号　平成二十八年四月
五百二十四　一般社団法人奈良県農業会議　奈良県奈良市登大路町三十番地県庁分庁舎内　平成二十八年四月
五百二十五　一般社団法人和歌山県農業会議　和歌山県和歌山市茶屋ノ丁二番一　平成二十八年四月
五百二十六　一般社団法人鳥取県農業会議　鳥取県鳥取市東町一丁目二百七十一番地　平成二十八年四月
五百二十七　一般社団法人島根県農業会議　島根県松江市黒田町四百三十二番地一　平成二十八年四月
五百二十八　一般社団法人岡山県農業会議　岡山県岡山市北区磨屋町九番十八号　平成二十八年四月
五百二十九　一般社団法人広島県農業会議　広島県広島市中区大手町四丁目二番十六号（農業共済会館）　平成二十八年四月
五百三十　一般社団法人山口県農業会議　山口県山口市大手町九番十一号　平成二十八年四月
五百三十一　一般社団法人徳島県農業会議　徳島県徳島市北佐古一番町五番十二号　平成二十八年四月
五百三十二　一般社団法人香川県農業会議　香川県高松市松島町一丁目十七番二十八号香川県高松合同庁舎五階　平成二十八年四月
五百三十三　一般社団法人愛媛県農業会議　愛媛県松山市一番町四丁目四番地二　平成二十八年四月
五百三十四　一般社団法人高知県農業会議　高知県高知市丸ノ内一丁目七番五十二号　平成二十八年四月
五百三十五　一般社団法人福岡県農業会議　福岡県福岡市中央区天神四丁目十番十二号　平成二十八年四月
五百三十六　一般社団法人佐賀県農業会議　佐賀県佐賀市八丁畷町八番一号　平成二十八年四月
五百三十七　一般社団法人長崎県農業会議　長崎県長崎市江戸町二番一号　平成二十八年四月
五百三十八　一般社団法人熊本県農業会議　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目十八番一号　平成二十八年四月
五百三十九　一般社団法人大分県農業会議　大分県大分市舞鶴町一丁目四番十五号　平成二十八年四月
五百四十　一般社団法人宮崎県農業会議　宮崎県宮崎市恒久一丁目七番地十四　平成二十八年四月
五百四十一　一般社団法人鹿児島県農業会議　鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号　平成二十八年四月
五百四十二　一般社団法人沖縄県農業会議　沖縄県島尻郡南風原町字本部四百五十三番地三　平成二十八年四月

○農林水産省告示第千三百二十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十八年六月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

兵庫県新定大谷地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

兵庫県加東市新定

字池ノ谷　一四六二番一　標柱一号
一四三二番一七　標柱二号
一四三二番一六　標柱三号
一五八五番三　標柱四号
一五八四番四　標柱五号
一六一五番二　標柱六号
字平間　標柱七号
標柱八号
標柱九号
字玉子谷　一七八三番　標柱十号
字真谷　一八六〇番一　標柱十一号
字口真谷　一九二四番　標柱十二号

○農林水産省告示第千三百二十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十八年六月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　兵庫県殿畑地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（殿畑地すべり防止区域標柱四号（平成八年十二月二日農林水産省告示第千八百六十七号）から標柱三号（殿畑地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線及び標柱三号から殿畑地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

兵庫県三木市口吉川町殿畑

字イヤノ谷　一一四八番二一　標柱一号
字大部　一一五三番　標柱二号
標柱三号

二　愛媛県トロメキ地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（トロメキ地すべり防止区域標柱三号（平成七年十月十七日農林水産省告示第千六百五十八号）から標柱三号までを順次結んだ線、標柱三号から前川左岸官民地境界線に沿って標柱四号（トロメキ地すべり防止区域標柱五号）に至る線及び標柱四号からトロメキ地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

愛媛県上浮穴郡久万高原町黒藤川

四九三〇番　標柱一号
五〇〇五番　標柱二号
四九八六番　標柱三号
四七九一番　標柱四号

○国土交通省告示第八百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一